

学会における研究不正・ハラスメント等に関する規程

2025年3月14日理事会承認

日本国際教養学会(JAILA)は、「国際」「教養」「学際」をキーワードとした研究活動を広く支援する学術団体として、あらゆる人権侵害ならびにハラスメント（アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント等）を容認しません。よりよい学術活動推進のため、ハラスメント防止に向けた体制、環境づくりに努めます。

この趣旨にのっとり、以下の2つに相当すると認定された場合には、本学会役員、ならびに本学会から依頼する役割（大会講演者、シンポジウム登壇者、依頼原稿執筆者等）の辞退を要請します。なお、辞退の申し出をされる場合に理由の説明は必要ありません。

1. 本学会内部での研究活動において、会員および本学会の活動に関わる非会員による研究不正やハラスメント等が認定された場合
2. 本学会外部の教育・研究機関等において、会員および本学会の活動に関わる非会員による研究不正やハラスメント等、研究教育活動に関わる問題で処分（減給相当以上）を受けたことが認められた場合

辞退を要請する期間は、本学会内での研究不正・ハラスメントが認定された日、あるいは所属機関等において処分を受けた日より原則として2年とします。

なお、本学会の内外を問わず、特定の行為を研究不正・ハラスメントとして本学会が認定するか否かは、理事会の審議によって決定されるものとします。